様式新特第４号(2)　（新型コロナウイルス関係／業況特例／特に業況が厳しい事業主）（R4.11）

**雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書**

**業況特例/特に業況が厳しい事業主**

事業活動の状況について、生産指標（売上等）が前年、前々年又は３年前同期と比べ、最近３か月の月平均値で３０％以上減少していることを申し出ます。下記の記載事項については、いずれも相違ありません。また、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等、下欄に事業主の氏名等の記載を、申請者

が社会保労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定

する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等、下欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

住　所　〒

事業所管轄 労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

名　称

（　事業所管轄　 公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ　裏面の３に指定する期間の指標  　　　　年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで | Ｂ　Ａに対応する期間の指標  　　　　年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで | Ｃ  Ａ／Ｂ×100 | 添 付 書 類 | ※　確　認　欄 |
| 月　間　売　上　高  （　　　　　　　　 ） |  |  |  |  |  |

**○　前回の業況特例の申請で用いた生産指標について**

（令和４年４月以降の休業等について、生産指標の確認が２回目以降の申請である場合のみ記入してください）

１．該当するものに丸をつけてください。その他の場合は、具体的に記載してください。

売上高　・　生産量　・　販売量　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．前回の業況特例の申請と同じ生産指標を用いていますか。

（「いいえ」の場合は、原則業況特例の対象となりません。）　　　　　　　（　はい　・　いいえ　）

**○　生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。**

１．例年繰り返される季節的変動によるものである。　　　　　　　　　　 　 （　はい　・　いいえ　）

２．事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。　（　はい　・　いいえ　）

３．行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。

　　（　はい　・　いいえ　）

４．新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。

（　はい　・　いいえ　）

　　　　（例）・需要の減少又は集客の困難

・その他これらに準ずる経済事情の変化　など

* **事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。**

（表面）

**注　意**

１　この申出書は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等により事業活動が縮小した事業主が、業況特例の助成率（最大10/10）、若しくは特に業況が厳しい事業主の助成率（判定基礎期間の初日が12月１日以降の場合）により（最大２/３（中小企業の場合は最大９/10））雇用調整助成金の申請を行うために必要な書類です。

生産指標（売上等）が前年、前々年又は３年前同期※と比べ、３か月の月平均値で３０％以上減少していることが要件となります。　※雇用保険適用事業所設置後であって、労働者を雇用している場合に限ります。

２　A欄及びB欄には、売上高又は生産量等を記載してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記載し、それにより算定した数値を記載してください。

３　A欄には、当該判定基礎期間の初日が属する月から遡って３か月間の生産指標（売上等）を記載してください。直近の生産指標（売上等）が算出できない等の事情により、この期間の生産指標（売上等）を記入できない場合は、当該判定基礎期間の初日が属する月の前月から遡って３か月間の生産指標（売上等）を記載してください。

４　B欄はA欄の記載に係る期間の前年、前々年又は３年前同期のものの数値を記載してください（A欄、B欄において、計算の結果に端数が生じる場合、小数点第１位を四捨五入して下さい。）。なお、Ｂ欄に掲げる期間は、雇用保険適用事業所であって労働者を雇用している場合に限ります。

５　C欄は端数が生じる場合、小数点第３位を切り上げた数値を記載してください。

６　この様式の提出に当たっては、A欄からC欄の数値を証する書類（写）を添付し、その書類名を添付書類欄に記載してください。

７　令和４年４月以降の休業等について、業況特例又は特に業況が厳しい事業主として申請する判定基礎期間毎に生産量要件の確認を行います。その際に利用した生産指標は、以降の業況特例の申請において原則変更できません。

８　以下による生産量減は特例の対象になりません。

○例年繰り返される季節的変動によるもの

・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合

・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合

・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合　など

○事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの

・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合

・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合　など

○行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの

・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合　など

９　記述欄には、新型コロナウイルス感染症に伴う需要の減少等の状況について、具体的に、いつから影響を受けたのか、事業内容、取引先名、新型コロナウイルス感染症の影響と事業の関係、その他必要な事項等を具体的に記載してください。

10　※欄には、記載しないでください。

（裏面）